

放送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第38号) 概要

(1) 外資規制の実効性を確保するための制度整備

① 申請書等の記載事項への外資比率等の追加

特定役員及び外資議決権割合の記載欄を追加した申請書等の様式を規定

② 変更届出の様式と変更届出の閾値

変更届出書の様式、届出を要しない変更の具体的な場合を規定

③ 定期報告の様式、実施期間等

定期報告の様式、定期報告の実施期間（事業年度ごとに毎事業年度経過後3月以内に提出）、その他の報告事項（過去に違反があった場合の再発防止策等）を規定

(2) 外資規制違反時の是正措置の整備

是正措置のその他の勘案事項として、是正に必要となる期間、過去に認定・免許を取り消さないこととされたことがあるか否かとすることを規定

(3) 間接議決権割合の計算方法の変更

(4) 還元目的積立金制度

毎年度の決算還元目的積立金の積立方法、施行時点の還元目的積立金の計算方法を規定

(5) 基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度

休廃止する90日前から休廃止の前日までの間、廃止に係る基幹放送、インターネット等により公表することを規定

(6) その他所要の改正

① 各種申請書への法人番号の記載欄の追加

② 各種申請書への収入印紙の過納承諾に係る記載の追加

③ その他規定の整理等（法改正に伴う規定の整理、明確化等）